

## パラリンアートパネルお申込書

種類	数量
1.アマビエ・ディスタンス(3密対策)パネル	枚
2.アマビエ・ディスタンス(3密対策)パネル+データ	セット
3.鶴は千年亀は万年(手洗い・うがい)パネル	枚
4.鶴は千年亀は万年(手洗い・うがい)パネル+データ	セット

### 【申込者・請求先・納品先】

フリガナ			
代表者氏名			
住 所			
電話番号			
Email			
会社名		備考	

※パラリンアートオリジナルパネルの数量、請求先・納品先をご記入の上、こちらのページを添付し、[info@paralymart.or.jp](mailto:info@paralymart.or.jp) までお申込書をお送りください。折り返し、各担当よりご連絡させていただきます。

お問い合わせ 一般社団法人障がい者自立推進機構 パラリンアート運営事務局  
TEL : 03-6436-0035 メール : [info@paralymart.or.jp](mailto:info@paralymart.or.jp)

# お申込規約

## 第1条 （語句の定義）

パラリンアートパネルお申込書(以下、本申込書)で使用される語句の定義は下記のとおりです。

- (1)「申込者」とは、パラリンアート使用規約に同意のうえ、本申込書に記入・押印した法人または個人をいいます。
- (2)「機構」とは、パラリンアートを運営する一般社団法人障がい者自立推進機構をいいます。
- (3)「作品」とは、「パラリンアートパネル」で使用しているパラリンアート作品(アマビエ・ディスタンス、鶴は千年亀は万年)をいいます。
- (4)「作品データ」とは、機構が申込者に提供する作品の高解像度データをいいます。

## 第2条 （使用許諾）

申込者は、作品を複製する際は、本申込書内の「パネル+データ」を購入した場合のみ複製可能とする。

2.使用可能範囲は、ラミネート等での印刷による申込者社内での貼付、申込者WEBサイト等での表記のみ可能とする。他媒体で使用する場合、申込者はあらかじめ機構の承諾を取ることとする。なおその際、別途費用が発生する場合がある。

3.申込者が作品の内容・表現又はその題号に変更を加える場合（色調の変更等も含む。）には、あらかじめ機構の承諾を必要とする。

## 第3条 （作品データ）

機構は、作品データを申込者の担当者宛に、申込者の指定した形態で、指定日までに納入する。

2.申込者は、発行物の制作段階において、作品データの解像度が使用上十分でないと判断した場合、追加費用なく作品の再納入を申し入れることができる。

3.作品データは、使用許諾期間中は申込者が責任を持って管理するものとする。また、使用許諾期間が終了した作品データは速やかに消去、破棄しなければならない。

4.申込者は、作品データを使用するに当たって、作品の掲載内容（作家名、作品名、作画意図・背景他作品に関するコメント、作品の構図及び色調）を公正、忠実に表現するように努めるものとする。

## 第4条 （保証）

機構は、自らが作品の使用許諾の権利を保有していることを申込者に対し表明し、保証する。

2.機構が作品の内容により、他人の著作権を侵害し、または名誉棄損、その他の問題（以下、著作権侵害などという）を生じ、申込者に対して損害を与えた場合は、機構はその責任を負わなければならない。

3.機構、及び申込者は、第三者による著作権侵害などを知ったときは、速やかに他当事者に通知するものとし、機構・申込者協力のもと、解決にあたるものとする。費用負担は別途協議する。

4.機構は、申込者が第3条第2項または第3項を選択したときは、当該使用許諾条件を遵守することを表明し、保証する。

## 第5条 （使用許諾期間）

作品データの使用許諾期間は、本申込書記載の日から起算して6ヶ月間とする。

## 第6条 （管轄裁判所）

本規約に関して紛争が生じた場合においては、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。